

支部報告

名古屋支部 法令行政委員会

講習会「最近の消防法令改正」について

名古屋市消防局のご協力により本年度も下記のように改正消防法の講習会を開催しました。

記

日時 平成21年5月14日(木)  
場所 YKK AP(株)栄YFビル 6階 第1会議室  
中区栄2-11-32 TEL 052-212-4401  
内容及び講師「最近の消防法令改正」について  
名古屋市消防局予防部指導課建築係 安藤係長

平成18年から3年間の火災事例の中から防災事項を考察して今後の安全対策に法令化された判例を説明されました。

(1) 例目は長崎県で発生した認知症高齢者グループホーム火災の例から、社会福祉施設などにおける防火安全対策として厳しい政令や省令が新しく改正されました。今回の改正により小規模施設及び通所施設等にも細かく安全対策が規制されたのであります。特にスプリンクラーと火災報知設備は設備の設置技術を含めた指示がなされていますので注意してください。

(2) 例目の兵庫県宝塚市で出火したカラオケボックスの場合は、死者3名、負傷者5名の悲惨な災害となった。鉄骨造2階、延べ218平方メートル、防火防煙の低い間仕切による個室型のスペースが密集していること、さらに自動火災報知設備がなかった等により火災発生に気付くのが遅れたため被害を拡大した。カラオケボックス等は外からの音が入らない様になっているから、火災報知設備や非常警報設備の警報が聞き取れないことの矛盾を解決する、設備が規制されている。

(3) 例目、東京都渋谷区の温泉汲上げ施設爆発火災では死者3名、負傷者8名の災害が発生しました。RCで地上1階、地下1階、延べ154平方メートルの建築物で温泉汲上げポンプ装置、ガスセパレーター、源泉そう、受水そうなど設備類が設置してあり、火災には比較的安全な空間であったが、温泉汲上げに伴う可燃性天然ガスが発生し、爆発炎上しました。ガス濃度を監視、管理しさらに火災消火設備などの設置が細かく強化されました。この事例から高圧ガス施設や建設工事の掘削作業現場での安全対策が厳格になりました。

( 4 ) その他の火災事例は札幌市のソーブランド、大阪市のビデオ店、仙台市の老人福祉施設、福島県いわき市の小規模居宅介護福祉施設、そして群馬県渋川市の老人ホームなどの火災概要の説明がありました。それぞれ数人の死傷者が出て居り消防と安全対策に厳しい法の網が定められました。

( 5 ) 1 ・ ・ 4 の火災事例により改正または強化された諸条令は平成 2 1 年 2 月新しく発刊された「消防用設備等早見表」に上梓されています。福祉施設では用途別基準の第 6 項 ( 口 ) 及び ( 八 ) に大幅に改正されています。設備等別基準表では消火器具、スプリンクラー設備、ガス漏れ火災報知設備が福祉施設関連の際に色々と改正されていますのでよく注意して理解してください。

以上今回の「最近の消防法令改正について」の講習会の内容を概説しました。

